

一般廃棄物処理業許可証

住 所 静岡県御前崎市宮内248－5
氏名又は 株式会社アドバンス中部サービス
名 称 代表取締役 高瀬 晴康

令和7年2月12日付けの一般廃棄物処理業許可申請について牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により下記のとおり許可します。

令和7年2月14日

牧之原市長 杉本 基久 雄



記

- 1 取扱一般廃棄物の種類 し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物
- 2 業務の内容 一般廃棄物の収集運搬
- 3 有効期間 令和 7年 4月 1日から
令和 9年 3月31日まで

4 営業区域

区 域	搬 入 先
牧之原市内（旧榛原町の区域）	吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及びリサイクルセンター
牧之原市内（旧相良町の区域）	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター

5 条 件（生活環境の保全上必要な条件）

- (1) 生活環境の保全上支障のないよう留意すること。
- (2) 帳簿を整備しておくこと。
 - ① 収集又は運搬年月日
 - ② 収集区域又は受入先
 - ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量※ 帳簿は5年間保存しておくこと。
※ 上記①②③は、一般廃棄物の種類ごとに記載整備しておくこと。
- (3) 年間計画書を市環境課に提出すること。（運搬量等）
- (4) 一般廃棄物月別収集運搬量の実績について、毎月1日から末日までの分をまとめて、翌月の10日までに市環境課に報告すること。なお、実績がない場合でも、実績なしとして報告すること。
- (5) 各センターへは、許可を受けている営業区域以外の廃棄物を搬入しないこと。また、搬入物の種類等については、各センターの指示に従うこと。
- (6) 申請内容（排出事業所を含む）を変更しようとするときは、事前に市と協議し、必要に応じ変更承認申請を提出すること。